

県の成果目標設定の考え方について

▽ 基本的に国の基本指針に準拠し、県の目標を設定(市町村計画との整合を図る)

ただし、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る成果目標については、**地域の実情や市町村の意向を踏まえて引き続き検討**(中間案で諮問予定)

大項目	小項目	国の基本指針 (一部を除き目標年度H32)	県の目標設定の考え方	県4期計画(H27-29)		備考
				目標	実績(見込み)	
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	地域生活移行者数	施設入所者数×9% +第4期計画の未達成分	各市町村の実情を 踏まえて設定	210人	約70人	
	施設入所者数の削減	施設入所者数×2% +第4期計画の未達成分	各市町村の実情を 踏まえて設定	設定しない	—	のべ入所待機者 470人(H29.4.1)
精神障害にも 対応した地域包括 ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	県、各圏域、各市町村に1つ	基本指針に準拠	— (新規)	—	未設置
	精神病床における 1年以上長期入院患者数	国の示した算出式による	基本指針に準拠	2,846人 (年齢区分無)	3,407人	
	精神病床における 早期退院率	①入院後3か月時点の退院率:69% ②入院後6か月時点の退院率:84% ③入院後1年時点の退院率:90%	基本指針に準拠	①64% ②—(新規) ③91%	①53.4% ③88.0%	
地域生活 支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の 整備	各市町村又は各圏域に少なくとも一つ	各圏域に1か所以上	各圏域に 1か所以上	整備済:2/7圏域 (仙台, 東部)	
福祉施設から 一般就労への移行等	一般就労移行者数	実績の1.5倍+第4期計画の未達成分	基本指針の値を基本として 市町村計画と整合性を図る	325人	291人	
	就労移行支援事業 利用者数	実績の1.2倍+第4期計画の未達成分	基本指針の値を基本として 市町村計画と整合性を図る	893人	673人	
	事業所ごとの就労移行率	就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3割以上の事業所を5割以上	基本指針に準拠	5割	46.0%	
	職場定着率	就労定着支援による支援を開始した 時点から1年後の職場定着率8割以上	基本指針に準拠	— (新規)	—	
障害児支援の 提供体制の整備等	児童発達支援センターの 設置	各市町村に少なくとも1か所以上 困難な場合には圏域に1か所以上	各圏域に1か所以上	— (新規)	—	設置済:5/7圏域 (仙台, 北部, 栗原, 東部, 登米)
	保育所等訪問支援の利用	各市町村において利用可能	基本指針に準拠	— (新規)	—	利用可能: 19/35市町村
	主に重症心身障害児を 支援する児童発達支援 事業所	各市町村に少なくとも1か所以上 困難な場合には圏域に1か所以上	各圏域に1か所以上	— (新規)	—	設置済:2/7圏域 (仙台, 東部)
	主に重症心身障害児を 支援する放課後等デイサービ ス事業所	各市町村に少なくとも1か所以上 困難な場合には圏域に1か所以上	各圏域に1か所以上	— (新規)	—	設置済:2/7圏域 (仙台, 東部)
	医療的ケア児支援のための関 係機関の協議の場	県、各圏域、各市町村に1つ (達成年度H30年度)	基本指針に準拠	— (新規)	—	